

第3回 石川町部活動地域移行推進協議会 議事録

- 日 時 令和7年9月29日（月）午後6時30分～午後8時15分
- 場 所 石川町役場 委員会室
- 出席者 委員9名（有松 正人委員、相樂 正弘委員、鈴木 栄一委員、
永沼 徳大委員、中村 清文委員、本間 礼子委員、
山崎 登委員、慶徳 ひろ子委員、石沢 泰蔵委員）
欠席3名（鈴木 康正委員、小湊 康成委員、後藤 寛明委員）
事務局7名（教育長、教育課長、主幹兼課長補佐、学校管理係長、
生涯学習課長、スポーツ振興係長、スポーツ振興係主事）

- 議事
 - (1) 部活動地域移行（地域展開）について（教育委員会から説明）
 - ・ 前回会議の振り返り
 - ・ 地域移行（地域展開）の具体的な取組み

 - (2) 第4回推進協議会について
次回は11月中旬を予定

 - (1)について、事務局から一括して説明
※委員の発言内容は次ページ以降に掲載

発言内容

会長

玉川村の広報誌を読んだ。玉川村は、子どもたちのニーズに応えるために、村が何を提供していったらよいか、という考え方で取り組んでいるようだ。

確認だが、石川町では、今回の地域移行を契機に、町民のスポーツに対する様々なニーズに応えるような取り組みを行っていくのではなく、あくまでも石川中学校の既存の部活動について、休日の活動を地域に移行するためにどうするか、に焦点を当てるということによいか。

事務局

そうである。

会長

資料 6 ページの地域移行の具体的な取り組みについては、生徒が地域スポーツ団体等の活動に参加するのではなく、地域スポーツ団体等から指導者を派遣してもらい学校等で活動をする、ということによいか。

事務局

そうである。

委員

現在石川中学校に在籍している部活動指導員は、平日の部活動も指導をしており、生徒との人間関係を築くことができているので、休日もスムーズに指導できている。外部指導者はあくまでも休日のみの指導ということで、生徒の性格等に対する理解が不足する中での指導となると、部活動の目的が果たせるのか疑問である。平日の部活動にも関わることが理想であると思う。弦楽部の場合は、部活動指導員と外部指導者が兼務しているが、部活動指導員と外部指導者を区別して考える必要はあるのか。

事務局

平日は教員が部活動の指導を行い、休日は外部指導者に指導を委ねると、顧問教員と外部指導者とのギャップが生じることは、スポーツ庁も懸念している。そのため、当面は、休日の部活動にも顧問教員が参加し、外部指導者との連携を図ることで休日の部活動もスムーズに行われるのではないかと思います。

会長

部活動指導員と外部指導者を兼務することは可能なのか。

事務局

可能である。

委員

10 年以上前に、外部指導者として指導したことがある。生徒と顧問教員との間に入り、バランスをとることが難しかった。休日に技術的なことを指導し、生徒がそれを理解して次の休日まで維持する必要がある。当時の顧問の教員は努力をし、ルールを覚え、審判までできるようになったので、生徒もついてきた。それでも休日だけの外部指導では厳しいので、私も平日の指導に顔を出し、生徒や顧問教員とコミュニケーションをとっていた。外部指導員の数について、1〜2 名程度とあるが、種目によってはより多いほうがよいことも考えられるがいかがか。

ハンドボールに関しては、小学生を指導している者がいるので、何人か出したいと考えている。

事務局

指導者が多くいる種目に偏ってしまうと公平性に欠けてしまうので、1〜2 名程度としている。

会長

費用負担も考慮すると、外部指導者としては 1〜2 名程度で、あとは団体の善意でやっていただくということでよいか。

事務局

そうである。

事務局

教員が努力をし、資格を取得した例もあるが、今後は教員の負担になるようなことはさせない。

委員

部活動指導員は会計年度任用職員として任用とあるが、町職員に指導できる人がいる場合は報酬は受け取ってよいのか。

事務局

勤務時間外であって勤務に関わるものではないので、問題はない。

委員

サッカーなど人数が多い種目だと、1〜2 名程度の外部指導者では、安全面から考えて不安がある。

事務局

令和 8 年度～令和 9 年度に試行してみて、検証していく必要はあると思う。

委員

今後、合同チームを組むほど人数が少なくなった種目にも指導者の配置が必要なのかも考えていかないといけないと思う。

事務局

合同チームで大会に出場するようなことが2～3年も続くような部活動は、廃部を検討しなくてはならない。その種目をやりたい場合は、クラブチームを選択していただければと思う。

会長

部活動の実態は毎年変わると思うので、指導者の募集人数も毎年の検討が必要である。

委員

現在、野球部、サッカー部、女子バスケ部が合同チームである。これまでは、大概の部が新年度となって新1年生が入れば充足されたが、今後は見込めないかもしれない。部活動の廃部についてを地域移行の議論に含めてしまうと複雑になるが、念頭に置いてご協力いただきたいと思っている。

委員

外部指導者の人材を継続的に育んでいかなければならない。ソフトテニスに関しては、小中学生を対象にジュニアの団体を立ち上げた。今後は社会人を対象とした活動を行い、外部指導者の育成につなげたいと思っているが、石川町には社会人が練習できる環境がない。石川中学校南側の町民コートは練習できる状態ではない。石川中学校の土のテニスコートを人工芝にさせていただき、若い人たちがテニスを通して交流できる場にしていただきたい。

会長

将来にわたって指導者を確保できる体制づくりをしていかないといけないと思う。地域クラブにお任せでよいのか、町としてどのように指導者の育成に関わっていくのか考えていただきたい。公共施設を整備して活用すれば、社会人もスポーツに触れられる機会が増え、指導者の育成につながっていくと思う。

現在陸上部、ソフトテニス部に部活動指導員が配置されているが、他の種目に部活動指導員を配置する余地はあるのか。

事務局

県で認めているのは1校3名までである。弦楽部とソフトテニス部は、指導者の承諾が得られれば、来年度も引き続き配置したい。陸上部は、特設になるため、現在の部活動指導員の方は令和8年3月末までの任用となる。1名の枠が空くので、今後学校と相談し、いずれかの運動部に配置したい。

委員

近年、スポーツ少年団の人数が明らかに減少しており、中学校の部活動が成り立たなくなることが予想される。指導者についても、保護者が納得するような若い指導者を配置することは難しいと思う。

事務局

ベテランにはベテランの良さがある。ソフトテニス部の部活動指導員は60代後半であるが、保護者からの苦情はない。年齢にこだわる必要はなく、健全な中学生を育成するという点を重視したい。

委員

資料7ページの任用条件中、「資格がない者」との記載があるがどういうことか。

事務局

公認スポーツ資格のない者という意味である。

事務局

今回案として示している「町内在住者、町内に通勤する者」という任用条件で、皆さんの団体の中で、外部指導者として適任者が見つかるのかという心配もあると思う。指導者を確保するために、「町外の方で指導経験のある方」など、順次対象を拡大していく必要があるかという点もご意見をいただきたい。

委員

サッカーに関しては、夕方からの時間帯であれば指導できるかもしれないという者がいるが、石川町にはナイター設備がない。石川町外では、指導者をやってくれそうな方が1人いる。もし町外の者でもよければ、あたってみたいと考えている。

会長

指導者の任用条件を町外まで拡大しても問題はないか。

委員

弦楽部の外部指導者には、鏡石町在住が2名、玉川村在住が1名いる。共通しているのは、石川町の団体で活動しているということである。

会長

資料9ページの今後のスケジュールについて意見はあるか。

委員

外部指導者の募集は、石川町の団体等に所属している方から募集するのか。

事務局

まずは石川町の団体等に所属して活動している方から募りたい。見つからなければ、団体等に所属していない方からもオープンに募集しなければならないと考えている。

委員

まずは石川町体育協会に依頼するという事でよいか。

事務局

そうである。

委員

部活動地域移行推進協議会の内容を早めに体育協会に説明したほうがよい。

会長

今後のスケジュールについて、推進協議会だよりは委員・保護者だけでなく一般町民への周知も検討してほしい。また、3月の学校（顧問教員）と外部指導者の活動内容等の調整は、人事異動もあり4月に顧問教員が変わる可能性もあるので、4月にも行う必要があると思う。

委員

現在のバレー部の顧問教員は実績のある方で、私たちはボール出しぐらいしかできない気がする。先生方の全員が協力を必要としているのかという疑問はある。

委員

休日の部活動のお手伝いを必要としているということは間違いないが、ご協力いただく内容は、顧問教員との間で調整していただく必要があると思う。